

令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨の災害復旧事業、
他部局等依頼工事(土木工事)における、
発注者支援業務(工事監督支援)(試行)の受託に関する公募【応募要領】

1. 公募の目的

石川県では、令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨の災害復旧事業等、他部局(※)等依頼工事(土木工事)の実施に際し、迅速かつ円滑な工事進捗を図るために、発注者の工事監督を民間事業者等(以下、「事業者」という)に委託することを検討している。

委託の実施にあたって、受託意思がある事業者を探すため、発注者支援業務(工事監督支援)(試行)を受託する意思がある事業者の情報を収集するために公募を行うものである。

※他部局とは、石川県土木部以外の石川県総務部、企画振興部、文化観光スポーツ部、健康福祉部、商工労働部、教育委員会などをいう。

2. 公募対象機関

公募対象とする機関(自治体)は石川県とする。

3. 発注者支援業務(工事監督支援)(試行)の詳細な内容

(1)概要

令和8年度に石川県が発注する土木工事等に関する工事実施の監督補助を行うものであり、調査職員を支援し、当該発注工事の円滑な履行及び品質確保を図ることを目的とする。

(2)内容

以下に掲げる内容を想定しているが、詳細は仕様書に基づき実施するものとする。

- 1)請負工事の契約の履行に必要な資料作成等
- 2)請負工事の施工状況の照合等
- 3)工事検査等への臨場

5. 応募資格

(1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2)役員(役員として登記又は届出されていないが、事実上経営に参加している者を含む。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者(暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。)と認められる者でないこと。

(3)法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

(4)労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。

(5)業務実績に関する要件

応募申請書を提出する者は、平成23年度以降に完了した以下に示す業務において、1件以上の実績を有すること。

業務：国、特殊法人等(注1)、地方公共団体(注2)、地方公社(注3)、公益法人(注4)、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業(注5)が発注した発注者支援業務(注6)。

注1)特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に示す、新関西国際空港(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、成田国際空港(株)、西日本高速道路(株)、中間貯蔵・環境安全事業(株)、阪神高速道路(株)、東日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、日本中央競馬会、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、沖縄科学技術大学院大学学園、国立研究開発法人科学技術振興機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車事故対策機構、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人労働者健康安全機構(日本道路公団など同条に規定する法人の組織改編前の法人、附則第2条及び第3条に示す独立行政法人を含む。)に加え国土交通省所管のその他の独立行政法人、地方共同法人日本下水道事業団、文部科学省所管の大学共同利用機関法人をいう。

注2)地方公共団体とは地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団体(都道府県、市町村)及び特別地方公共団体(地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団)をいう。

注3)地方公社とは、地方道路公社法に基づく道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」、地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」をいう。

注4)公益法人とは、次のものをいう。

- 公益法人とは、一般社団法人又は一般財団法人に関する法律に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人。
- 二 旧民法第 34 条の規定により設立された社団法人又は財団法人であって、平成 20 年 12 月 1 日現在、現に存する法人であって、新制度の移行の登記をしていない法人(特例社団法人又は特例財団法人)。

注5)大規模な土木工事を行う公益民間企業とは、鉄道会社、空港会社、道路会社、電力会社、ガス会社、石油備蓄会社、電気通信会社をいう。

注6)発注者支援業務とは、工事監督支援業務をいう。

6. 配置予定技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

上記3. に示す業務について、管理技術者、担当技術者を配置できること。

なお、管理技術者及び担当技術者に必要とされる資格及び業務実績については、公募対象機関が別に定めることとする。

7. 応募書類作成及び記載上の留意事項

(1)応募書類作成の基本事項

応募申請書の提出をもって、石川県との契約締結を保証するものではないことを承諾したものとする。

(2)応募申請書の内容

応募書類(別記様式)には以下の内容を記載すること。

- ・ 応募者の名称
- ・ 応募者の住所
- ・ 連絡担当者(ふりがなも記載すること。)
- ・ 連絡先(電話番号・E-mail)
- ・ 建設コンサルタント業の登録
(建設コンサルタント登録規定に基づく、建設コンサルタントの登録状況について、あり・なしを記載すること。なお、未登録であっても応募は可能)
- ・ 受注実績 (平成 23 年度以降に完了した業務実績)

8. 応募方法

応募期間は令和 8 年 1 月 26 日(月)～令和 8 年 2 月 27 日(金)16 時までとする。

提出資料は別記様式とし、以下の提出先に電子メールで提出のこと。

提出先: e252100@pref.ishikawa.lg.jp

9. 問い合わせ

問い合わせ先:石川県土木部監理課技術管理室 定免、丸山

電話: 076-225-1787

mail: e252100@pref.ishikawa.lg.jp

問い合わせ期間: 公募開始日から公募期間終了までの土曜日、日曜日及び祝祭日
を除く毎日の9時から 16 時までとする。

10. その他

応募メールの受信時に、石川県から応募者に通知する。

石川県との契約締結には、委託業者有資格者名簿への登録が必要となるので留意すること。

令和8年度に発注する発注者支援業務(工事監督支援)への受託意思については、本公募で確認するため、令和7年度に実施した、発注者支援業務(工事監督支援)の公募に応募したものであっても、再度応募が必要となるため留意すること。